

第8回新居浜駅周辺モニュメント設置審査委員会
議事録

平成25年8月29日

新居浜駅周辺モニュメント設置審査委員会

1 出席した委員会委員及び欠席した委員会委員の人数

(1) 出席した委員会委員

9名

(2) 欠席した委員会委員

0名

2 委員以外の出席者の氏名

(事務局)

建設部長	曾我 忠
〃 区画整理課長	石川 演男
〃 区画整理課副課長	松木 伸
〃 〃 副課長	久枝 庄三
〃 〃 係長	黒田 雅人
〃 〃 主事	菅 洋平

以上 6 名

3 開会、休憩、議事の中止、閉会の年月日及び時刻

(1) 開会の年月日及び時刻

平成25年8月29日(木) 13時40分

(2) 休憩、議事の中止

休憩 14時43分～14時50分

(3) 閉会の時刻

平成25年8月29日(木) 15時10分

4 議事の概要

議事

(1) 新居浜駅前人の広場モニュメントの募集要項について

(2) 人の広場モニュメントの審査方法について

(3) その他

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>－開会挨拶、資料の確認－</p> <p>本会議の出席状況ですが、本日は全委員さんにご出席いただいています。欠席者はありません。</p> <p>委員会の開催につきましては、過半数のご出席をいただいておりますので、委員会設置要綱第6条第2項の規定により、本会議は成立しております。</p> <p>また、本市では、「審議会等の公開に関する要綱」を制定しており、第3条第1項にて、「会議は、原則として公開するものとする」と規定されております。つきましては、本委員会も公開とさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>以降の進行は委員長をお願いいたします。よろしく申し上げます。</p> <p>○新居浜駅前人の広場モニュメントの募集要項について</p>
委員長	<p>それでは、「人の広場モニュメントの募集要項」について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>－スケジュール変更、配置場所の説明－</p>
委員長	<p>スケジュール変更、配置場所についてご意見、ご質問ございませんか。</p>
委員	<p>配置場所についてですが、イベント広場の周りがある交番や商業施設は高い建物ですか。植栽の木の大きさは一番伸びてどの程度の高さになるのでしょうか。高さによっては、モニュメントが見えなくなるという恐れが考えられますが。</p>
事務局	<p>交番は平屋で、既に建っています。</p>
委員	<p>交番との距離はどれくらいでしょうか。</p>
事務局	<p>5 mくらいです。商業施設に関してはどのような建物にするかは未定です。木は現在の案では、9本ほど配置する予定としていますが、木の高さは緑陰空間を確保したいという目的で、将来的には10 m程度の木になると想定しています。</p>

	種類は新居浜市樹であるクスノキや、落葉樹などの季節を感じる木を考えています。
委員	駅からだと、木で覆われているように見えてしまうのではないですか。
事務局	駅からの動線は、中低木で抑えるなどの配慮を検討すべきですね。
委員	広場はフラットなのですか。
事務局	駅側が高く、交番側が低くなります。高低差があるので、低い高さに合わせてイベント広場の水平を保ちます。 そのため階段状のベンチを設け、高低差を解消したいと考えています。
委員	イベント広場は円形状だが、内円の直径は30mくらいでしょうか。そうすると、一番外円の直径はどれくらいですか。
事務局	概略の段階なので、高低差を解消するための設計などで変わってきます。現段階では30m程度とお考えください。
委員	街灯設置予定とありますが、高さはどれくらいですか。
事務局	8m程度を想定しています。
委員長	街灯の照明で演出した作品というのも作れそうですね。
事務局	そういう提案をモニュメント制作者の方からからしていただくのも可能になるかと思います。
委員長	他にご意見、ご質問はございませんか。
各委員	ありません。
委員長	それでは引き続き、事務局から募集要項について説明をお願いします。
事務局	－募集要項について説明－
委員長	募集要項について、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

委員	<p>気づいた点を言いますと、応募資格の（２）のエで、二重括弧になっているところがありますが、外側の括弧と、内側の括弧の種類を変えるなどの工夫が必要ではないでしょうか。</p> <p>あと、以下同じという文言が入っていますが、どういう意味ですか。</p>
事務局	<p>以下同じというのは、暴力団の定義を示していますが、次のオでも暴力団についての記載があるため、同じ注釈を書かなくて済むようにしています。なお、この注釈は市全体で統一された考え方に沿っています。</p>
委員	<p>応募規格のうち、（２）の完成予想の図画で、（第１次審査時要提出）とあるが、審査のときに提出するのかと誤解されるので、（第１次審査用）が良いのではないのでしょうか。</p> <p>あと、（３）のマケットのところも同様で、（第２次審査時要提出）を、（第２次審査用）に変更してはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>そのように変更します。</p>
委員	<p>（４）の本作品は、第１次審査で選ばれてからの話になりますが、募集要項に入れておく必要があるのですか。</p>
委員	<p>これは、応募段階で知らせておくという意味で載せているのですよね。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
事務局	<p>人の広場モニュメントのマケットは、前回のシンボルロードのときとは違い、大きさを交通広場のときと同じ１０分の１に戻しました。本作品の規格は４ｍ×８ｍ以内のエリアで、電気を利用可としました。電気利用可とすることによって、動力や照明を利用した提案が出るかもしれません。</p> <p>水は、モニュメントの工事で完結させることが難しいため、使用不可としています。</p>
委員長	<p>それでは事務局は募集要項のうち、応募資格の（２）のエの二重括弧の検討と、応募規格の（２）完成予想の図画（第１次審査時要提出）、（３）マケット（模型）（第２次審査時要提出）を、それぞれ、（２）完成予想の図画（第１次審査用）、（３）マケット（模型）（第２次審査用審査用）と修正してください。</p>

委員長	他にございませんか。
委員	応募資格のところですが、市の登録業者である意味はあるのですか。
事務局	法人と市が委託契約を結ぶときに、登録業者でなければならないためです。
委員	追加で登録できないのですか。
事務局	第1次審査の応募締切までに登録申請をしていただければ問題ありません。
委員	個人は必要ですか。
事務局	必要ありません。法人だけです。
委員	個人の作品が選ばれて、工事を業者に頼む場合は、どうなるのでしょうか。
事務局	個人が基礎工事を業者に委託するといったことは再委託ということで可能です。 ただし、市が業者と委託契約するためには市の登録業者であることが必要です。
委員	市民感覚からすると、最優秀に選ばれてから市に登録したのでも良い気がします、それでは遅いのでしょうか。
事務局	例えば法人が最優秀で選ばれていても、税の滞納があれば市の登録業者になれないため、委託契約ができないという問題に発展します。
委員	募集要項で、市が提供する資料として、作家がイメージしやすいような資料はどのようなものを考えていますか。
事務局	現段階では計画平面図のほか、照明や樹種などの分かるようなパースが提供できれば理想ですが、工程的に厳しいです。
委員	できるだけ多くの方に応募してもらうためにも、イメージしやすい資料

	が必要だと思います。ご検討をお願いします。
委員	広場の設計が、本日の説明と違った形になることも有り得ますか。
事務局	有り得ます。
委員	募集段階では広場の設計図面が提示できますか。
事務局	募集段階では、照明の位置が僅かにずれるといった程度のことは有り得ますが、大幅な変更になることはないでしょう。
委員長	事務局は募集段階で、できるだけ具体的な内容を示すようにしてください。
委員	応募規格で高さ制限は設けていないが、どのようにお考えですか。
事務局	広場という広い空間になるため、高さを設けていません。 前回のシンボルロードでは民家が近く、道路という事で高さを制限していましたが、今回は敢えて高さを制限しない案としました。
委員	重さは制限を設けないのですか。
事務局	設けません。
委員長	高さ制限と重さ制限なしということで宜しいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	募集要項に明記しますか。
委員	明記しない方が良いでしょう。
委員	上の空間を利用する場合も、縦×横の範囲に入っている必要がありますか。
委員	上の空間でのサイズは、我々で良識に反するかどうかを判断すれば良いのではないのでしょうか。

事務局	<p>高さがあり、不安定な場合は、風に対する抗力計算を添付していただくようになるでしょう。高さの制限は設けず、第1次審査通過後のマケット提出の際に計算書を添付していただくようになるだろうと考えています。</p>
委員	<p>その他で、提出書類の不備や、募集要項に違反というのは具体的にどんな例がありますか。</p>
事務局	<p>提出書類に不備というのは、応募用紙の内容が分からない、または提出が無いなどです。その場合は受け付けられません。</p> <p>募集要項の違反とは、設置箇所のエリア内に大きくて入らないなどです。その場合は失格とさせていただきます。</p>
委員	<p>人の広場が起点となって、シンボルロードへ繋がるという形であれば、シンボルロードの現状や、シンボルロードモニュメントの第1次審査通過作品などはホームページ上などで開示していますか。</p>
事務局	<p>送られてきたマケットをホームページ上で公開しようと考えていますが、公開展示のための設営時に組み立てる作品もあるので、設営後に撮影してホームページ上で公開します。</p> <p>また、10月の第2次審査で選考された6作品の模型画像と配置図を追加で募集要項に添付できればと考えています。</p>
委員	<p>シンボルロードモニュメントの応募は70点程度で、人数で言えば50名程度でしたよね。少なくて寂しかったです。もっと広報の充実を考えてほしいですね。</p>
委員長	<p>交通広場より応募者が少なかったですね。</p>
委員	<p>美術大学への案内はしていますか。</p>
事務局	<p>大学や専門学校には案内を送っています。</p>
委員	<p>美術館には送っていますか。</p>
事務局	<p>送っていません。</p>

委員	美術館も作家がたくさん来るので効果があると思います。
委員	案内の方法も募集要項を送るだけでは弱いと思います。ポスターのようなものが欲しいですね。 予算的に難しいかもしれませんが、何とか検討してください。
委員	1500万円というのは魅力的ですから、もっと宣伝して良いですよ。
委員長	新居浜市の宣伝にも効果的だと思います。
委員	ホームページや市政だよりでは広報が弱いですね。やはり美術館などにポスターを掲示してもらうのが効果的だと思います。
事務局	ホームページや市政だよりのほか、公募用の雑誌やサイトへ転載していただいているのですが、無料の枠を利用しているため目立つ表示にはなっていません。何か目立つような広報を考えます。
委員長	ここまで出た修正点について、事務局は修正をお願いします。修正後、各委員には郵送またはメールで確認していただくということをお願いします。
委員長	ここで一旦、休憩といたします。議事の再開は14時50分といたします。 －休憩－ ○人の広場モニュメントの審査方法について
委員長	それでは、続きまして、「人の広場モニュメントの審査方法」について事務局から、説明をお願いします。
事務局	－説明－
委員	今回は事務局から、応募者の経歴を説明するという事ですね。
事務局	問題のない範囲で応募者の経歴を発表することで、制作の確実性を判断していただけたらと考えています。

委員長	審査方法についてご質問はございませんか。事務局案でよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
	○その他
委員長	その他、何かございませんでしょうか。
事務局	今後のスケジュールを説明させてください。
事務局	ースケジュール説明ー
事務局	また、シンボルロードのマケット展示ですが、今回は本庁舎ではなく郷土美術館の1階で展示したいと考えています。 そのため、土日も公開しており、期間中の休館日は9月17日と24日の2日間だけです。また、同じ時期に新居浜出身の有名な写真家の企画展をしているため、相乗効果を狙って、たくさんの方に見ていただけたらと考えています。
事務局	事務局からは以上です。
委員長	事務局からの説明について、ご意見ございませんか。
各委員	ありません。
委員長	以上を持ちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。 委員の皆様には長時間にわたり、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。 これで、議事を終了いたします。
事務局	ありがとうございました。 委員長をはじめ、委員の皆様には長時間のご審議、大変お世話になりました。 それでは、これにて第8回新居浜駅周辺モニュメント設置審査委員会を終了いたします。